

奈良小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え

- ・ いじめはどの学校にも、どの子供にも起こり得るという事実を踏まえる。
- ・ いじめ防止に向け、児童がコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにする。
- ・ 児童自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

2 いじめ防止の対策組織

(1) いじめ対策委員会（生徒指導全体会）（いじめ防止対策推進法 第22条）

ア 目的 学校のいじめの未然防止、いじめへの処置を組織で対応する

イ 構成

- ・ 校長・教頭・教務主任・保健主事・生徒指導主任・教育相談主任・道徳教育推進教師・養護教諭・ブロック代表（低・中・高）
- ・ 関係機関との連携（スクールカウンセラー・ほほえみ相談員・PTA・学校運営協議会委員・民生児童委員・児童相談所）

ウ 開催

- ・ 定例会（年3回程度 生徒指導全体会として開催）
- ・ 臨時部会（必要に応じて開催）

エ 内容

- ・ 事案がいじめであるかどうかの判断を組織的に行う。
- ・ 情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ 職員が情報を抱え込まず、報告・相談を行う。
- ・ 複数の教職員が個別に認知した情報の集約、共有化を図る。

(2) 緊急職員会議を開く

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、管理職の判断の下にすぐに開く。

イ 誰が、どう動くのかを決定、確認する。

ウ 全職員で共通理解のもと、毅然とした態度で対応する。

3 いじめ防止のための取組

(1) 「熊谷の子どもはこれができます『4つの実践』と『3減運動』」の取組

ア 児童に「生きる力」を身に付けさせる。

イ 大人が手本となって、学校全体で取り組む。

(2) 「いじめ0宣言」を全校で実施する

ア 学級で前期、後期1回ずつ、年2回実施する。

イ 個人で年2回作成し、掲示する。前期末と後期末に振り返りをする。

ウ 児童会が中心となって、いじめ0宣言集会を実施する。

(3) 学級づくり

ア 学校生活全般を通して、児童の小さな変化を見逃さない。

イ 児童からのサインを見逃さず、適切な指導・支援を行う。

ウ 児童がコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるようにする。

エ 児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくる。

(4) 道徳教育の充実

ア 道徳的実践力を育成するために、道徳の時間を可能な限り「見える化」する。

イ スキル教育の授業を実践する。気づく（導入）、学ぶ・モデリング・ロールプレイ（展開）、心の通い合い（終末）を通して社会的スキルを日常生活に定着させる。

- (5) 特別活動を通して
- ア 全児童がいじめ撲滅行動の作成
全児童がいじめをなくすため、自分ができる行動宣言を作成する。
各学級がいじめをなくすため、学級の行動宣言を作成する。
代表委員会が中心になって、各学級の行動宣言を集約する形で、奈良小学校の行動宣言を作成する。
 - イ 縦割り活動
縦割り活動を通して異学年の交流を深め、お互いに協力し合い豊かな人間関係を築く。

4 いじめ早期発見の取組

- (1) 児童へのアンケート
「今の私の心を見つめています」を毎月実施し、友達関係やいじめ、家庭に関わる悩みがないかを把握する。結果は生徒指導主任がまとめ、6年間保管する。
- (2) 教育相談の実施
児童や保護者の不安や悩みを解消し、明るい学校生活をおくることができるようにする。
- 定期教育相談日 7月 12月
 - 希望教育相談日 2月
 - 必要に応じて随時
- (3) いじめ聞き取りシートの活用
- ・問題行動やトラブル等の聞き取りの際に活用する。
 - ・生徒指導主任、教頭、校長の順に確認し、保管する。
 - ・聞き取った内容をスズキ校務に記録する。

5 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法 第28・30条）

- (1) 重大事態の発生
「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・年間30日以上欠席などの状況に至った場合
- また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等を行う。
- (2) 重大事態の調査
重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会が調査の主体を学校にするか教育委員会にするか判断する。
- 〈学校が調査の主体の場合〉
- ・いじめ対策委員会が調査の母体となる
 - ・事実関係を明確にするための調査
- (3) 調査結果の提供及び報告
学校及び教育委員会は、その結果を「熊谷市情報公開条例」や「情報公開に関する条例」に基づき、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供する。
- (4) 再調査及び結果を踏まえた措置
当該児童に対して複数の教職員で対応するなどの環境を整える。

6 学校の取組に対する検証、見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめ、いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のあるものになるよう努める。
- (2) いじめ防止の取組について、教職員による評価、保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。